

提案条例説明資料

令和2年6月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第11号				
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）				
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。				
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し</p> <p>ア ひとり親に対する「ひとり親控除」の創設</p> <p>寡婦(夫)控除を見直し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下のひとり親に対して、30万円を控除する「ひとり親控除」を創設する。</p> <p>イ ひとり親以外の「寡婦控除」の見直し</p> <p>ひとり親に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」として、26万円を控除することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける。</p> <p>(2) 非課税措置対象者の見直し</p> <p>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しに伴い、非課税措置対象者の範囲を見直し、ひとり親を対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="512 1944 1350 2051"> <tr> <td>現行</td> <td>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>障害者、未成年者、寡婦又はひとり親</td> </tr> </table>	現行	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫	改正後	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親
現行	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫					
改正後	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親					

2 たばこ税関係

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方法の見直し

重量に応じて課税されている葉巻たばこのうち、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する（本数課税への見直し）。

なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的（令和2年10月・令和3年10月）に引き上げる。

令和2年10月～	「0.7g未満の葉巻たばこ」を 「0.7本の紙巻たばこ」に換算
令和3年10月～	「1g未満の葉巻たばこ」を 「1本の紙巻たばこ」に換算

3 固定資産税関係

(1) 所有者不明土地等に係る課税について

ア 現に所有している者の申告の制度化

登記簿等に所有者として登記等がされている納税義務者が死亡している場合、その土地又は家屋を現に所有している者（相続人等）に、氏名、住所等を申告させることを制度化する。

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課税することができる規定の追加。（令和3年度分以後の課税分から適用）

(2) 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る特例措置の創設について

水防法により指定された浸水被害軽減地区内の土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例率を「わがまち特例」により定め、最初の3年間、価格に3分の2を乗じた額とする特例措置を創設する。

(3) 再生可能エネルギーに係る特例措置について（見直

		<p>しを図り 2 年間延長)</p> <p>再生可能エネルギーのうち水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、出力が一定規模以上の設備に係る「わがまち特例」の特例率を見直し、2 年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備の種類</th> <th rowspan="2">出力区分</th> <th colspan="2">特例率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水力発電設備</td> <td>5,000kw 未満</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>5,000kw 以上</td> <td>2/3</td> <td>3/4</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	出力区分	特例率		現行	改正後	水力発電設備	5,000kw 未満	1/2	1/2	5,000kw 以上	2/3	3/4
設備の種類	出力区分	特例率													
		現行	改正後												
水力発電設備	5,000kw 未満	1/2	1/2												
	5,000kw 以上	2/3	3/4												
5	5 施行期日等	<p>1 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日 (一部を除く。)</p> <p>2 経過措置 市民税、固定資産税、市たばこ税及び延滞金に関する経過措置</p>													

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第44号
2	題名	浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
3	目的・理由	<p>地方自治法の一部が改正され、市長等の市に対する損害賠償責任について、条例で定める額を控除した額を免除することができることとされました。</p> <p>当該条例については、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上を条例で定めることとされていることから、政令の基準と同様の内容として条例を制定するものです。</p>
4	概要	<p>市長等の市に対する損害賠償責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から次に掲げる額を控除した額を免除させる。</p> <p>(1) 市長 基準給与年額の6年分</p> <p>(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 基準給与年額の4年分</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 基準給与年額の2年分</p> <p>(4) 上記以外の市の職員 基準給与年額の1年分</p> <p>※ 基準給与年額とは、給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当を除く。）の1年度当たりの額をいう（地方自治法施行令第173条第1項第1号の規定による。）。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 45 号				
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例				
3	目的・理由	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、低炭素建築物認定及び省エネ建築物適合認定において、共用部分を計算しない方法を用いて評価を行うことができるようになったこと、及び省エネ建築物適合認定において、モデル住宅を用いて評価を行うことができるようになったことに伴い、所要の改正を行うものです。				
4	概要	<p>1 低炭素建築物の計画認定及び計画変更認定について（別表第 9 及び別表第 10 関係）</p> <p>共同住宅等又は住宅の用途を有する建築物について、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に規定する共用部分を計算しない方法を用いて評価を行うときは、共用部分の手数料を不要とする。</p> <p>2 省エネ建築物の適合認定について（別表第 11 及び別表第 13 関係）</p> <p>(1) 共同住宅等又は複合建築物について、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に規定する共用部分を計算しない方法を用いて評価を行うときは、共用部分の手数料を不要とする。</p> <p>(2) 共同住宅等及び複合建築物並びに一戸建ての住宅について、モデル住宅（国土交通省が標準的なものと認める住宅）を用いて評価を行う場合の認定手数料を次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="475 1771 1390 1995"> <tr> <td colspan="2">共同住宅等、複合建築物</td> </tr> <tr> <td>住宅部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの</td> <td>32,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）</td> </tr> </table>	共同住宅等、複合建築物		住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	32,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
共同住宅等、複合建築物						
住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	32,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）					

		住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	56,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）
		一戸建ての住宅	
		床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	18,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
		床面積の合計が 200 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	19,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
5	施行期日等	公布の日	
6	備 考	手数料の額は、島根県と同額です。	

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第46号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(内閣府令)の一部が改正され、保育所等連携施設の確保の例外が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	保育所等連携施設の確保の例外の追加(第42条関係) 特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもについて、当該保育の提供終了後の利用調整の際に優先的に取り扱う措置等引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、当該保育終了後の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とすることができる。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第47号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、保育所等連携施設の確保の例外が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 保育所等連携施設の確保の例外の追加(第7条関係)</p> <p>家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた乳幼児について、当該保育の提供終了後の利用調整の際に優先的に取り扱う措置等引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、当該保育終了後の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とすることができる。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる事例の明確化(第38条関係)</p> <p>保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化する。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第48号
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、放課後児童支援員認定資格研修について、これまでの都道府県知事又は指定都市の長に加えて中核市の長も実施できることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	放課後児童支援員認定資格研修の実施者の拡大(第11条関係) (改正前) 都道府県知事又は指定都市の長 (改正後) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 49 号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	放課後児童クラブの移転等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	ふたば学級放課後児童クラブの移転及び定員の拡充（第 2 条関係） （改正前）浜田市港町 208 番地（定員 50 人） （改正後）浜田市港町 262 番地 5（定員 80 人）
5	施行期日等	令和 2 年 10 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 50 号
2	題名	浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「道路構造令」(政令)の一部が改正され、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」の規定が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車通行帯の規定の新設 (第 9 条の 2 関係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。 (2) 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とする。ただし、地形の状況等やむを得ない場合においては、1 メートルまで縮小することができる。 2 自転車道を設ける基準の変更 (第 10 条関係) <p>自動車及び自転車の交通量が多い道路については、その設計速度が時速 60 キロメートル以上であるものとする。</p> 3 その他規定の整理
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 公布の日 2 経過措置 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 51 号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	後野災害特別住宅及び宇津井災害特別住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>市営住宅の設置について定める別表第 1 から次の市営住宅を削る。</p> <p>(1) 後野災害特別住宅（昭和 63 年度建設、1 戸）</p> <p>ア 所在地 浜田市後野町 1577 番地 2</p> <p>イ 構造種別 木造平家建</p> <p>(2) 宇津井災害特別住宅（昭和 63 年度建設、1 戸）</p> <p>ア 所在地 浜田市宇津井町 526 番地 2</p> <p>イ 構造種別 木造平家建</p>
5	施行期日等	令和 2 年 8 月 1 日
6	備考	用途廃止する住宅は、昭和 63 年災害時に入居者の土地に建設したもので、用途廃止後は、入居者に譲渡することを予定しています。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第52号																			
2	題名	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																			
3	目的・理由	「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。																			
4	概要	<p>1 補償基礎額の変更（第5条、別表関係）</p> <p>(1) 非常勤消防団員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440円 (12,400円)</td> <td>13,320円 (13,300円)</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670円 (10,600円)</td> <td>11,550円 (11,500円)</td> <td>12,440円 (12,400円)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900円 (8,800円)</td> <td>9,790円 (9,700円)</td> <td>10,670円 (10,600円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は改正前</p> <p>(2) 消防作業従事者等 8,800円⇒8,900円</p> <p>2 補償年金額算定率規定の変更（附則第3条の4関係） 「100分5」⇒「事故発生日における法定利率」</p> <p>3 その他規定の整理</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,440円 (12,400円)	13,320円 (13,300円)	14,200円	分団長及び副分団長	10,670円 (10,600円)	11,550円 (11,500円)	12,440円 (12,400円)	部長、班長及び団員	8,900円 (8,800円)	9,790円 (9,700円)	10,670円 (10,600円)
階級	勤務年数																				
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																		
団長及び副団長	12,440円 (12,400円)	13,320円 (13,300円)	14,200円																		
分団長及び副分団長	10,670円 (10,600円)	11,550円 (11,500円)	12,440円 (12,400円)																		
部長、班長及び団員	8,900円 (8,800円)	9,790円 (9,700円)	10,670円 (10,600円)																		
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 適用期日 令和2年4月1日</p> <p>3 経過措置 改正後の条例の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支</p>																			

		給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
--	--	---

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第53号
2	題名	弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例
3	目的・理由	条例に規定する貸付期間（25年）を経過する住宅について、同条例の規定に基づき入居者に払下げを行うことに伴い、当該条例に規定する住宅がなくなることから、条例を廃止するものです。
4	概要	弥栄村定住化推進に関する条例は、廃止する。 （払下げを行う住宅の表示） 定住化住宅 弥栄町木都賀イ 811 番地 10 1 棟
5	施行期日等	令和2年8月1日